

「ドコモでんき」電力販売に関する重要事項説明（中国エリア）

このたびは、株式会社 NTT ドコモ（以下「当社」といいます。）が取次として販売し、NTT アノードエナジー株式会社（以下「本小売電気事業者」といいます。）が小売電気事業者として電気を供給する「ドコモでんき」をお申込みいただき、ありがとうございます。本書面（以下「本重要事項説明書」といいます。）では、電気事業法第 2 条の 13 に基づき、「ドコモでんき」のご提供にあたり、お客さまにあらかじめご確認いただきたい事項を説明しております。「ドコモでんき供給約款」（以下「約款」といいます。）、本重要事項説明書、「ドコモでんき d ポイント提供条件」およびお客さまの供給地点を管轄する一般送配電事業者または配電事業者（以下「一般送配電事業者等」といいます。）が定める「託送供給等約款」に記載の内容にあらかじめご了承いただいたうえで、お申込みください。

■小売電気事業者（電気の供給者）

NTT アノードエナジー株式会社（登録番号：A0653）

- ・電気の供給は、本小売電気事業者から行われます。
- ・本小売電気事業者の連絡先：<https://www.ntt-ae.co.jp/contact/>

■取次事業者（お客さまとの需給契約の契約者）

株式会社 N T T ドコモ

- ・本小売電気事業者による電力供給を取次し、お客さまと電気需給契約（以下「需給契約」といいます。）を締結します。

■お問い合わせ先

お問い合わせの内容	連絡先		時間帯
「ドコモでんき」のお申込み、ご契約等に関するお問い合わせ先	ドコモでんき／ガスセンター	0120-048-360*	午前 9:00～午後 8:00 （年中無休）
停電などに関するお問い合わせ	一般送配電事業者等が公表しております。		

※一部の IP 電話からは接続できない場合があります。

お申込み方法

- ・原則、次の事項を明らかにして、当社所定の様式によりお申込みいただけます。ただし、軽易な内容のものについては、口頭、電話等によるお申込みを受け付けることがあります。
料金プラン、契約種別、供給電気方式、需要場所（供給地点特定番号を含む。）、契約電流、契約容量、最大需要容量、使用開始予定日、連絡先となる電話番号、料金の支払方法、その他当社が別途指定した事項
- ・当社は、次の場合その他必要がある場合には、そのお申込みを承諾しないことがあります。
 - (1) お客さまが、需給契約のお申込みやその他の場合に、お客さまの氏名、住所およびその他お申込みの内容について、虚偽のお申出を行った場合。
 - (2) お客さまが、他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の支払期日を経過してなお、料金をお支払いいただけない場合。
 - (3) お客さまが当社と契約している回線契約（以下「回線契約」といいます。）およびその他のサービスについて、支払期日を経過してなお、料金をお支払いいただけない場合。
 - (4) お客さまが法人名義で申込みされた場合。
 - ・ **上記に関わらず、お客さまの需要場所が高圧一括受電に該当する場合、現在のお客さまの需給契約の内容がオール電化プランに該当する場合等は、お申込みをお断りさせていただくことがあります。**
 - ・ **需給契約のお申込みにあたっては、当社が別に定める d アカウント規約に定める d アカウントが必要です。**

供給開始予定日

- ・小売電気事業者の切替の場合は、「ドコモでんき」の供給開始日は、原則として、お申込み日から 10 日以降となります。なお、お申込み状況によっては、供給開始までにお日にちを要する場合があります。具体的な供給開始予定日は、「ドコモでんき 契約申込書」等にてお客さまにお知らせいたします。
- ・お引越等により新たに電気の供給を受ける場合は、お申込み時にお申出の希望日または別途当社とお客さまの間で協議した日といたします。
- ・供給開始予定日の直前にお申込みをキャンセルされる場合、キャンセルのお手続きに必要な時間を十分に確保できず、需給契約の供給が開始してしまう場合がありますので、ご注意ください。

契約期間

- ・需給契約は、当社が、お客さまからのお申込みを承諾したときに、お客さまと当社の間で成立します。契約期間は、需給契約が成立した日から、廃止または解約により需給契約が消滅する日までといたします。
- ・需給契約のお申込みの内容に誤りがある等の原因により、一般送配電事業者等から託送供給契約締結に必要な承諾を得られないことが明らかとなった場合には、需給契約は当初にさかのぼってその効力を失います。

工事に関する費用の負担

- ・供給開始にあたって、一般送配電事業者等から、お客さまに電気を供給するために必要な設備を本小売電気事業者の負担で施設することの費用負担を本小売電気事業者が求められた場合には、お客さまにその工事費等を負担していただきます。
- ・その他お客さまの都合に基づく事情により本小売電気事業者が一般送配電事業者等から工事費等費用負担を求められた場合には、お客さまにその工事費等を負担していただきます。

料金プラン

- ・ 料金プランは、お客さまのご希望に応じて、「ドコモでんき Basic（ベーシック）」、「ドコモでんき Green（グリーン）」のいずれかを適用します。「ドコモでんき Basic（ベーシック）」、「ドコモでんき Green（グリーン）」については、契約電流、契約容量または最大需要容量にもとづいて、M プラン、L プランのいずれかを適用いたします。
- ・ 「ドコモでんき Green（グリーン）」は、ご使用いただく電気（LNG 火力等を含む電源から調達した電気）の全量に再生可能エネルギー指定の非化石証書を付すことで、実質再生可能エネルギー100%の電気を提供するプランです。
毎年度の電源構成等については、当社ホームページ（<https://denki.docomo.ne.jp/power-proportion/>）をご確認ください。

契約電流、契約容量

- ・ L プラン（従量電灯 B 相当）
契約容量は、契約主開閉器の定格電流に基づき約款等に定める算定方法により算定した値またはお客さまのお申出に基づき協議によって定めた値とし、6 キロボルトアンペア以上、50 キロボルトアンペア未満の場合に適用いたします。ただし、供給開始時点で需要場所ごとに設定されている契約容量の値が当該協議によって定めた値と異なる場合には、供給開始時点で需要場所ごとに設定されている契約容量の値に決定することがあります。

標準電圧

- ・ 100 ボルトまたは 200 ボルトとなります。

周波数

- ・ 周波数は、一般送配電事業者等の託送供給等約款によるものとし、原則、中国エリアについては標準周波数 60 ヘルツといたします。

供給エリア

- ・ 「ドコモでんき Basic（ベーシック）」、「ドコモでんき Green（グリーン）」の供給エリアは、次の地域といたします。ただし、電気事業法第 2 条 1 項第 8 号イに定める離島には提供いたしません。

供給エリア	供給区域となる地域
中国エリア	中国電力ネットワーク株式会社の供給区域である、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、兵庫県の一部、香川県の一部、愛媛県の一部

検針日または計量日

- ・ 検針日または計量日は、一般送配電事業者等が、託送供給等約款に定める検針日または計量日といたします。

使用電力量の計量方法

- ・ お客さまが使用する電力量は、原則として、一般送配電事業者等によって設置された計量器により計量された値とし、原則 30 分毎に計測いたします。

日割計算

- ・ 料金の算定期間中に需給契約の開始や終了、料金プラン、契約種別の変更、契約容量の変更があった場合は、日割計算をいたします。

支払方法

- ・ 回線契約をご契約いただき、特定回線（需給契約について、お客さまが指定する 5G、FOMA または Xi（当該契約約款に規定するものをいいます。）をいいます。以下同じとします。）を指定しているお客さまは、原則、料金を、当社が別途定める支払期日までに回線契約のご利用料金と併せてお支払いいただきます。この場合、支払方法、支払期日および請求方法等は、回線契約に係る契約約款の定めを準用するものとします。
- ・ 特定回線を指定していない、または特定回線を指定しており回線契約のご利用料金と併せてのお支払いを希望しないお客さまは、料金を、当社が別途定める支払期日までに①口座振替、②クレジットカード払いまたは③当社所定の払込票（請求書）によりお支払いいただけます。
- ・ **上記①または②において口座振込案内書またはクレジットカード利用案内書の発行を希望する場合および上記③の場合は、当社所定の各種手数料をお支払いいただけます。**
- ・ **料金のご請求は、検針日または計量日が属する月の翌々月（以下「請求月」といいます。）となります。検針等のスケジュールその他の都合により、ご請求が翌々月以降になる場合があります。**
- ・ 特定回線を指定していない、または特定回線を指定しており回線契約のご利用料金と併せてのお支払いを希望しないお客さまが、料金を口座振替または払込票（請求書）によりお支払いいただく場合で、お客さまに奇数月にご請求する料金が、当社が別に定める額に満たない場合は、当該奇数月にご請求する料金と、その翌月にご請求する料金を合算して、当該翌月に請求する場合があります。なお、毎月の請求を希望される場合は、「翌月合算請求拒否」をお申出ください。
- ・ 工事費が発生した場合は、本小売電気事業者または一般送配電事業者等が指定する方法によりお支払いいただけます。

立ち入り業務へのお客さまのご協力

- ・ 当社、本小売電気事業者または一般送配電事業者等は、次の業務を実施するため、お客さまの承諾を得たうえでお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。
 - (1) 一般送配電事業者等の供給設備等の設計、施工、改修または検査およびお客さまの電気工作物の検査等
 - (2) 計量器の検針または計量値の確認・需給契約の廃止または解約等により必要な処置
 - (3) 保安の維持、不正な電気の使用の防止等に必要な、一般送配電事業者等ならびにお客さま電気設備の確認、検査等

保安等に関するお客さまのご協力

- ・ お客さまは以下の場合に、一般送配電事業者等にすみやかにその旨を通知していただきます。
 - (1) お客さまが、お客さまの土地、建物に設置された一般送配電事業者等の電気工作物に異状もしくは故障がある、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合
 - (2) お客さまが、お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが一般送配電事業者等の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合

電気の供給の中止または使用の制限もしくは中止

- ・ 以下の場合には、供給時間中に、一般送配電事業者等により電気の供給を中止される、または一般送配電事業者等もしくは当社の要請に基づきお客さまに電気の使用を制限し、もしくは中止していただくことがあります。
- (1)異常渇水等により電気の需給上やむをえない場合
 - (2)本小売電気事業者または一般送配電事業者等の電気工作物に故障が生じ、または故障が生ずるおそれがある場合
 - (3)本小売電気事業者または一般送配電事業者等の電気工作物の修繕、変更その他の工事上やむをえない場合
 - (4)非常変災の場合
 - (5)その他保安上必要がある場合
 - (6)その他託送供給等約款に定めのある場合

書面の交付等

- ・ 約款は、当社ホームページに掲載（<https://denki.docomo.ne.jp/terms/>）しております。また、お客さまと当社との間で契約が成立した場合、**電気事業法第 2 条の 14 に基づく需給契約に関する供給条件を記載した書面**については、遅滞なく、当社が適切と判断した方法（電子メールの送信、ウェブサイトのページへの掲載、CD-ROM 等の記録媒体による方法を含みます。以下同じとします。）によりお客さまに交付するものとし、**お客さまは、この点につきあらかじめ承諾していただきます。**

お客さまからの需給契約の変更

- ・ お客さまが契約容量等の増加もしくは減少を希望する場合かつ工事が発生する場合、需給契約の変更日は工事完了後の供給開始日となります。また、工事後の契約容量等は一般送配電事業者等から提供される情報によって、設備上の最大値を設定します。（契約容量の変化に伴い、契約種別を変更することがあります。）
- ・ お客さまが希望する料金プラン、契約種別または契約容量等の変更を行う場合、検針期間（同一の料金の算定期間であり、「1 月」を単位とし、前月の検針日または計量日から当月の検針日または計量日の前日までの期間をいいます。以下同じとします。）において合計で一度しかお受けしておりません。複数回変更を希望されても、原則として当社はその申込みをお断りします。

お客さまからの需給契約の解約

- ・ お客さまがお引越し等によって需給契約を廃止される場合、事前に電気の使用停止日を定め、当社にご連絡をいただくことで、需給契約を廃止することができます。その場合のご連絡は、お近くのドコモショップおよびドコモでんき／ガスセンター（0120-048-360）にて承ります。他の小売電気事業者への切替による需給契約廃止の場合は、当社にご連絡いただく必要はありません。切替先の小売電気事業者にご連絡ください。

当社からの需給契約の変更および解除

- ・ 以下のいずれかに該当する場合には、当社は、需給契約を解除する場合があります。なお、この場合には、当社が送付する契約解除予告書により、契約を解除する 15 日前までに解除日を明示し、お客さまに通知いたします。
- (1) お客さまが支払期日を経過してなお料金をお支払いいただけない場合。
 - (2) お客さまが他の契約（既に消滅しているものを含みます。）の支払期日を経過してなお、料金をお支払いいただけない場合。
※なお、支払期日を経過した場合に、契約解除予告書に記載した指定期日までに当社サービス（「ドコモでんき」および回線契約その他のサービス）のご利用料金をお支払いいただけない場合は、指定期日から解約予定日の間にお支払いをいただいたとしても需給契約は解除されるため、あらかじめご了承ください。
 - (3) お客さまが当社と契約している回線契約およびその他のサービスについて、支払期日を経過してなお、料金をお支払いいただけない場合。
 - (4) その他約款によってお客さまが負う義務を履行されない場合。

※上記の場合、当社から本小売電気事業者、一般送配電事業者等にお客さまの氏名、住所、連絡先等の情報を提供する場合があります。

- ・ お客さまが、需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかだと当社または一般送配電事業者等が判断した場合には、当社または一般送配電事業者等が需給を終了させるための処置を行った日に需給契約は消滅するものといたします。
- ・ 需給契約の解約・消滅に伴って、無契約状態となった場合は、一般送配電事業者等により電気の供給が停止される場合があります。

当社と本小売電気事業者との取次契約終了に伴う契約の変更等

- ・ 当社と本小売電気事業者の取次委託契約が解除その他の理由により終了した場合、需給契約を終了させていただくか、または、お客さまの需給契約の相手方が当社から本小売電気事業者または本小売電気事業者が指定する第三者に変更となります。この場合、当社は、あらかじめその旨をお客さまに、当社が適切と判断した方法により通知するものとし、お客さまには需給契約の終了または需給契約の相手方の変更に必要な協力をいただくことといたします。需給契約の相手方に変更が生じた場合は、遅滞なく本小売電気事業者または本小売電気事業者が指定する第三者はその旨をお客さまに当社が適切と判断する方法により通知するものとし、原則として変更後の供給条件は変更前の供給条件と同等といたします。

適正契約の保持

- ・ 本小売電気事業者が、一般送配電事業者等から、接続供給契約が電気の使用状態に比べて不適当であるとして、その契約を適正なものに変更することを求められたときは、お客さまは、その求められた内容に従い、すみやかに需給契約を適正なものに変更していただきます。

他の小売電気事業者から当社への切替

- ・ **小売電気事業者の切替により、「ドコモでんき」をご契約いただく場合には、違約金等解約に伴う不利益事項が発生する場合があります。現在の小売電気事業者との契約内容をご確認ください。**
- ・ **現在お客さまがご契約の需給契約の内容（オール電化プラン等）によっては、「ドコモでんき」に切り替えることによって、月々の料金が高くなる可能性がありますので、ご注意ください。**

需給契約の変更

- ・ 需給契約変更の効力発生
当社は約款を変更する場合があります。この場合、あらかじめ、約款を変更する旨、変更後の内容およびその効力発生時期を当社が適切と判断した方法により周知することといたします。この周知が行われ、効力発生時期が到来した場合には、料金その他供給条件は、変更後の約款によります。
- ・ 需給契約変更の際の説明義務・書面交付義務について

約款の変更にともない需給契約を変更する場合など、需給契約を変更する場合において、変更の際の供給条件の説明、契約変更前の書面交付および契約変更後の書面交付を行う場合、以下の方法により行うことについて、お客さまにあらかじめ承諾していただきます。

- (1) 供給条件の説明および契約変更前の書面交付については、当社が適切と判断した方法により行います。この場合、当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載します。
- (2) 契約変更後の書面交付については、当社が適切と判断した方法により行い、当社の名称および住所、お客さまとの契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号を記載します。
- (3) 上記に関わらず、法令の制定または改廃にともない当然必要とされる形式的な変更その他、供給条件の実質的な変更をともなわない内容である場合、供給条件の説明および契約変更前の書面交付については、当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明することおよび契約変更後の書面交付をしないことについて、あらかじめ承諾していただきます。

スマートメーターへの交換等

- ・ お客さまの供給地点に設置されている計量器がアナログメーターの場合は、スマートメーターへ取り替える必要があります。当該取替工事の際、お客さまの土地または建物への立ち入りおよび工事を実施いたします。取替工事は一般送配電事業者等または一般送配電事業者等が委託する工事店にて行います。その際、原則事前に一般送配電事業者等または施工会社よりご連絡をさせていただきます。なお、取替工事に際してドコモでんきへの切替のためであることは告げられませんのでご了承ください。
- ・ 当該取替工事の際、原則、お客さまのお立ち会いは必要ありません。

個人情報の取扱い

- ・ 個人情報の取扱いについては、当社が別に定める NTT ドコモプライバシーポリシー(<https://www.nttdocomo.co.jp/utility/privacy/>) および「パーソナルデータの取扱いに関する同意事項」、ならびに本小売電気事業者が別に定める NTT アノードエナジープライバシーポリシー(<https://www.ntt-ae.co.jp/privacy/>)によります。

ドコモでんきサイト

- ・ ご利用いただくには、当社が別に定める d アカウント規約に基づき発行された d アカウントが必要となります。
- ・ 使用電力量の推移・料金予測等のご利用状況を、年別（5 年分）/月別（12 か月分）/日別（31 日分）でご確認いただけます。
- ・ ご利用料金は、過去 4 か月分でご確認いただけます。また、Mydocomo アプリをご利用いただくことで最大 12 か月分※のご利用料金をご確認いただけます。
※Mydocomo アプリのご利用が 12 か月以内の場合や、再インストールした場合、長期間データ更新されていない場合などは、過去のご利用料金が表示されない場合があります。
- ・ ドコモでんきサイトで表示された料金はスマートメーターの速報使用電力量データに基づき算定していますので、設置前のデータや、速報データの欠損等の原因により、実際の料金と異なる場合があります。参考情報としてご活用ください。
- ・ 電気の供給開始日の翌日以降から使用電力量の確認が可能になります。また、一般送配電事業者等の作業等の影響により、電気の供給開始日からご確認をいただけるようになるまでに数日を要する場合があります。
- ・ スマートメーターが設置されていない場合やスマートメーターの通信環境により、ご利用状況目安がご確認いただけない場合があります。
- ・ 「ドコモでんき」を解約した場合も、最大 4 か月間のご利用料金はドコモでんきサイトでご確認いただけます。

d ポイント提供条件

- ・ 当社は、お客さまが当社が別に定める「d ポイントクラブ会員」の場合、お客さまの契約状況および料金に応じ、以下のポイント提供条件表および当社が別に定める「ドコモでんき d ポイント提供条件」に基づき計算された d ポイント（以下「本付与ポイント」といいます。）を、お客さまに進呈します。なお、進呈数を計算する際のポイント進呈対象料金の最小単位は 100 円とし、100 円未満が生じる場合は切り捨てるものといたします。
- ・ 本付与ポイントのポイント数は、当社が本付与ポイントを付与する日の属する月の前月の末日におけるお客さまの回線契約・支払方法の設定状態・ドコモ ガス（当社が取次事業者として販売し、東京瓦斯株式会社、大阪ガス株式会社、東邦ガス株式会社がガス小売事業者として都市ガスを供給する「ドコモ ガス Supplied by TOKYO GAS」、「ドコモ ガス Supplied by 大阪ガス」、「ドコモ ガス Supplied by 東邦ガス」のいずれかをいい、以下同じとします。）のご契約状態、および当社が d ポイントを付与する日の属する月の初日（以下「会員判定日」といいます。）の午前 0 : 00 時点における d カードのご契約状態に応じて、約款に定める料金の算定期間における料金のうち燃料費等調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金、消費税および地方消費税相当額を除いた額（以下「対象額」といいます。）に対して、下表の還元率（以下「還元率」といいます。）を乗じることにより得られた金額に基づき計算します。なお、検針期間中に料金プラン等の変更を行った場合、変更前後それぞれの期間で算定された対象額に対し、それぞれの期間に適用される還元率を乗じる方法により d ポイントのポイント数を計算します。
- ・ 本付与ポイントのポイント数を計算するにあたり、1 ポイント未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものといたします。なお、対象額を算定する過程で、消費税額および地方消費税相当額を除くにあたり、1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げるものといたします。
- ・ **お客さまに対する本付与ポイントの付与は、原則として、料金に係る請求月の月末までに行います。ただし、対象額または本付与ポイントの算定等における特別の事情がある場合は、その限りではありません。**
- ・ 次のいずれかに該当した場合、本付与ポイントの進呈は行いません。

(1) 会員判定日または本付与ポイントの付与時点で、お客さまが d ポイントクラブ会員ではないとき。

(2) その他、当社の業務遂行上支障があるときまたは当社が不適当と判断したとき。

- ・ その他、ポイント付与の詳細は、「ドコモでんき d ポイント提供条件」によります。

(d ポイント提供条件表)

プラン名	ドコモでんき Green (グリーン)										
回線契約	2019 年 10 月以降の料金プランを特定回線に指定または OCN モバイル ONE をご契約※ ¹									左記以外	
d カード契約※ ²	d カード PLATINUM					d カード GOLD/ d カード GOLD U		左記以外		—	
支払方法	d カード				左記以外	d カード	左記以外	d カード	左記以外	d カード	左記以外
d カード PLATINUM 入会年数※ ³	初年度	2 年目以降※ ⁴			—	—	—	—	—	—	—
d カード PLATINUM 月間ショッピングご利用額※ ⁵	—	20 万円以上	10 万円以上 20 万円未満	10 万円未満							
ポイント還元	12%	12%	9%	6%	5%	6%	5%	4%※ ⁶	3%※ ⁷	2%※ ⁶	1%※ ⁷

プラン名	ドコモでんき Basic (ベーシック)										
回線契約	2019 年 10 月以降の料金プランを特定回線に指定または OCN モバイル ONE をご契約※ ¹						左記以外				
支払方法	d カード			左記以外			d カード			左記以外	
ポイント還元	2%※ ⁶			1%※ ⁷			1%※ ⁶			0.5%※ ⁷	

(ドコモ ガスセット特典)

2019 年 10 月以降の料金プランを特定回線に指定している場合または OCN モバイル ONE※¹ をご契約の場合であって、かつドコモ ガスを契約※⁸ している場合、ドコモでんき Green (グリーン) またはドコモでんき Basic (ベーシック) ご契約による上記ポイント進呈に加え、ドコモ ガスセット特典として 2%のポイントを進呈します。※⁷

※¹ お客さまが、OCN モバイル ONE をご契約の場合は、キャリアフリー d アカウントと当社の発行する OCN ID (2023 年 6 月 30 日以前にエヌ・ティ・ティ・テレソナント株式会社が発行したものを含む) を連携のうえ当社所定の方法により特典適用の登録をすることが必要です。新規登録受付は 2025 年 9 月 30 日付けで終了したため、未登録の方は「回線契約」が「左記以外」となります。

※² d カードとの連携によりポイント還元を受けるお客さまは、需給契約が紐づいている回線契約を、d カードのご利用携帯電話番号として登録 (OCN モバイル ONE をご契約のお客さまは、当該契約に紐づいて管理される d ポイントクラブ会員番号に d カードを紐づけ) いただいている必要があります。

※³ 審査完了日翌月を 1 か月目とし、12 か月目に請求する料金に係るポイント進呈までを「初年度」、13 か月目以降に請求する料金に係るポイント進呈を「2 年目以降」とします。なお、d カード PLATINUM 家族会員の入会年数は、本会員の入会年数によるものとします。

※⁴ d カード PLATINUM 家族会員の場合、「2 年目以降」は「d カード PLATINUM 月間ショッピングご利用額」によらず、一律「10 万円未満」と同じ還元率となります。

※⁵ 請求月前々月 16 日から請求月前月 15 日までのショッピングご利用額 (税込) をいいます。ただし、モバイル Suica/モバイル PASMO/モバイル ICOCA を除く電子マネーのチャージ代金、金利・手数料、年会費、「THEO+ docomo」における d カード積立代金、「マネックス証券」における d カード積立代金、募金等は含まれません。なお、ショッピングご利用額確定後にキャンセルされた場合、キャンセル分は後日のショッピングご利用額から減額されます。詳細は d カードサイトをご確認ください。

※⁶ 特定回線の携帯電話番号を d カードのご利用携帯電話番号として登録していない (OCN モバイル ONE をご契約の場合は、当該契約と紐づけて管理される d ポイントクラブ会員番号に d カードが紐づいていない) 場合、または需給契約に紐づく d ポイントクラブ会員番号に d カードが紐づいていない場合は、「支払方法」は「左記以外」となります。

※⁷ 特定回線の携帯電話番号を d カードのご利用携帯電話番号として登録していない (OCN モバイル ONE をご契約の場合は、当該契約と紐づけて管理される d ポイントクラブ会員番号に d カードが紐づいていない) 場合、または需給契約に紐づく d ポイントクラブ会員番号に d カードが紐づいていない場合であって、かつ①特定回線に紐づく当社が別に定める d アカウント規約に基づき当社が発行したドコモ回線 d アカウント (OCN モバイル ONE をご契約の場合は、当該契約と紐づけて管理されるキャリアフリー d アカウント) または②需給契約に紐づくキャリアフリー d アカウントにつき、d アカウント規約に定める利用者情報登録を実施していない場合、d ポイントの進呈は行いません。

※⁸ 特定回線をドコモ ガスと対になる回線契約に指定している (OCN モバイル ONE をご契約のお客さまは、当該契約と紐づけて管理される d ポイントクラブ会員番号に、ドコモ回線契約と対にならないドコモ ガス契約が紐づいている) 必要があります。

その他

- ・ 支払期日を経過してなお、料金をお支払いいただけない場合、支払期日の翌日から支払いの前日までの期間の日数に応じて延滞利息をお支払いいただくことがあります。
- ・ 当社は、お客さまが電気を不正に使用し料金の支払いを免れたとして、本小売電気事業者が一般送配電事業者等から託送供給等約款に基づき違約金の支払いを求められた場合、当社は、本小売電気事業者が求められた違約金相当額を違約金として、お客さまに請求することがあります。
- ・ お客さまが故意または過失によって、電気ご使用場所内の一般送配電事業者等の電気工作物等の設備を損傷・亡失した場合は、その設備について修理費等を賠償していただきます。

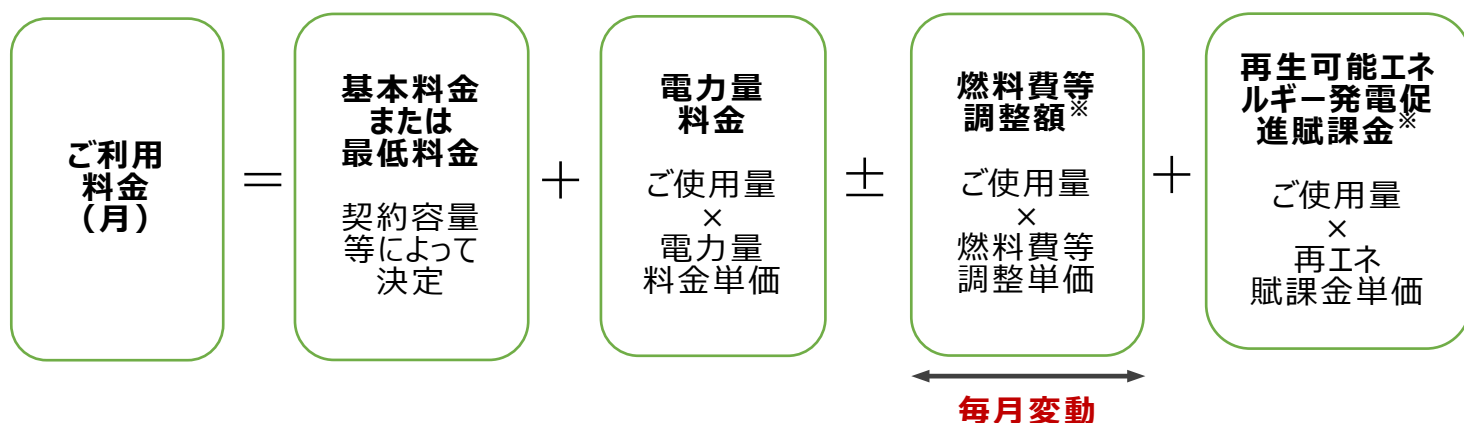
- ・ 当社および本小売電気事業者が故意または過失がある場合を除き、当社および本小売電気事業者は、お客さまが漏電その他の事故により受けた損害について賠償の責めを負いません。
- ・ この書面は、ご契約に関する全ての内容を記載しているものではありません。その他詳細事項等は、当社ホームページ (<https://denki.docomo.ne.jp/terms/>) より約款等をご覧ください。

◆特に重要な事項◆

料金の算定期間・算定方法

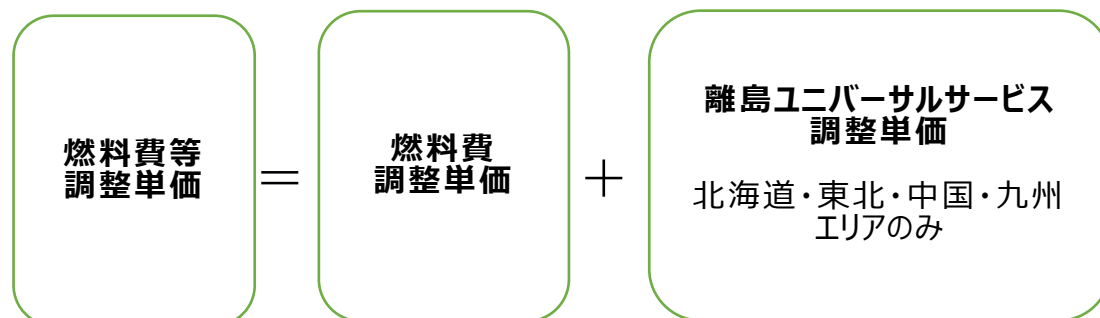
- (1) 料金は、基本料金（または最低料金）、電力量料金および別途当社が定めるところによって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金のそれぞれ（電力量料金については燃料費等調整額とそれを除いた額それぞれ）から消費税相当額を除いた金額の合計に対し、消費税相当額を加えた金額といたします。ただし、基本料金は、まったく電気を使用しない場合は半額とし、電力量料金は、別途当社が定めるところによって算定された燃料費等調整額を加えたものといたします。お客さまに適用される基本料金単価（または最低料金単価）および電力量料金単価は、後述の「料金表」をご参照ください。再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定に使用する再生可能エネルギー発電促進賦課金単価および燃料費等調整単価は、毎月当社ホームページでお知らせいたします。料金の算定方法例は後述の「計算例」をご参照ください。
- (2) 料金の算定期間は、「1月」を単位とし、前月の検針日または計量日から当月の検針日または計量日の前日までの期間（検針期間）といたします。ただし、電気の供給を開始した月の料金の算定期間は、供給開始日から直後の検針日または計量日の前日までの期間とし、需給契約が終了した月の料金の算定期間は、直前の検針日または計量日から終了日の前日までの期間といたします。なお、契約種別、料金プラン、契約電流ならびに契約容量等を変更した場合の料金の算定期間は、変更前および変更後それぞれで算定するものといたします。

■電気料金内訳



※Mプラン（最低料金制）を適用される場合、燃料費等調整額・再生可能エネルギー発電促進賦課金については、最低料金電力量（15kWh）までは、最低料金電力量分の燃料費等調整額・再生可能エネルギー発電促進賦課金をそれぞれ適用します。最低料金電力量を超過した分については、上図のとおりです。

■燃料費等調整単価内訳

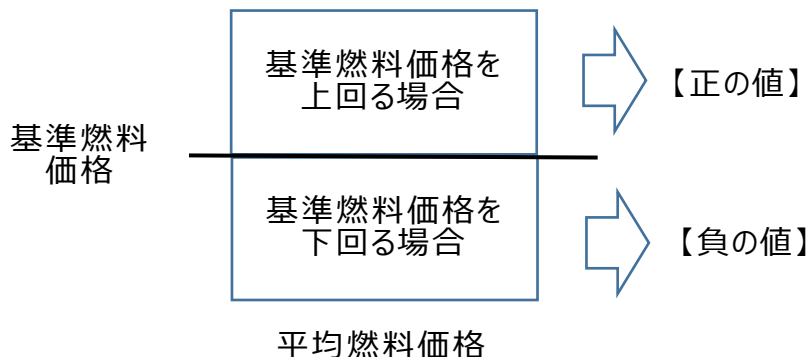


■ 燃料費等調整のプラス・マイナス調整

燃料費等調整単価（①+②）が正の値の場合はプラス調整、負の値の場合はマイナス調整

① 燃料費調整単価

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - \text{基準燃料価格}) \times \frac{\text{基準単価}}{1,000}$$



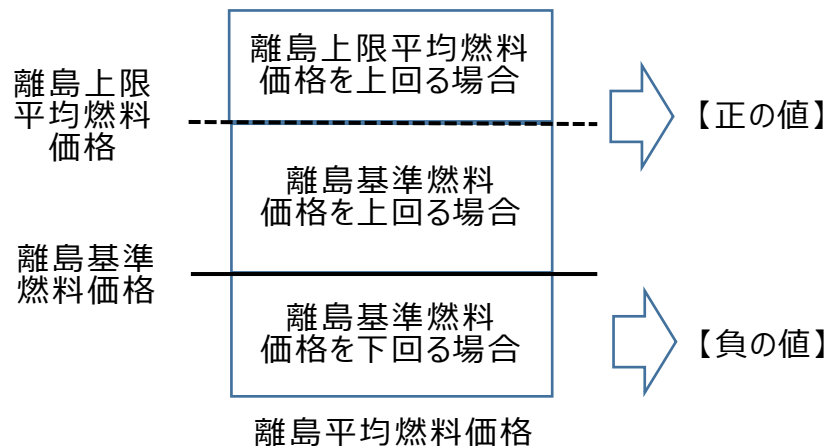
② 離島ユニバーサルサービス調整単価

【離島平均燃料価格が離島上限平均燃料価格以下の場合】

$$\text{離島ユニバーサルサービス調整単価} = (\text{離島平均燃料価格} - \text{離島基準燃料価格}) \times \frac{\text{基準単価}}{1,000}$$

【離島平均燃料価格が離島上限平均燃料価格を上回る場合】

$$\text{離島ユニバーサルサービス調整単価} = (\text{離島上限平均燃料価格} - \text{離島基準燃料価格}) \times \frac{\text{基準単価}}{1,000}$$



※平均燃料価格・離島平均燃料価格は、原油・LNG・石炭それぞれの3か月間の貿易統計価格に基づき毎月算定されます。

※基準燃料価格・離島基準燃料価格は、料金設定の前提となる平均燃料価格のことをいいます。

※燃料費調整単価に上限はありません。

需給契約の変更、終了に伴うお客さまの負担

- お客さまが、契約電流または契約容量を新たに設定し、または増加された日以降 1 年に満たないで電気の使用を終了しようとし、または契約電流もしくは契約容量を減少しようとする場合で、託送供給等約款に定めるところにより、本小売電気事業者が、電気料金または工事費の精算に係る請求を一般送配電事業者等から受けた場合には、当社は、当該精算に相当する金額をお客さまから申し受けます。詳細は、当社ホームページ（<https://denki.docomo.ne.jp/terms/>）より、約款をご参照ください。

料金表（電気料金・すべて税込表示）

M プラン（従量電灯 A 相当）

	区分	単位	ベーシック	グリーン
最低料金	最初の 15kWh まで	1 契約	759 円 68 銭	ベーシック+500 円
電力量料金	15kWh をこえ 120kWh まで	1kWh	32 円 75 銭	
	120kWh をこえ 300kWh まで	1kWh	39 円 43 銭	
	300kWh 超過分	1kWh	41 円 55 銭	

L プラン（従量電灯 B 相当）

	区分	単位	ベーシック	グリーン
基本料金		1kVA	447 円 97 銭	ベーシック+500 円
電力量料金	最初の 120kWh まで	1kWh	30 円 06 銭	
	120kWh をこえ 300kWh まで	1kWh	36 円 15 銭	
	300kWh 超過分	1kWh	38 円 02 銭	

※M プラン（従量電灯 A 相当）については、契約電流、契約容量に基づいた基本料金を適用せず、一定限度の使用電力量（キロワット時）までは一定の料金（最低料金）を適用いたします。

※L プランの基本料金については、基本料金単価に契約容量を乗じて定められた金額に対して、500 円を加算するものといたします。

計算例

<モデル>

例	エリア : 中国エリア プラン : ドコモでんき Basic 契約種別 : Mプラン 使用量 : 320kWh
	燃料費等調整単価(最初の15kWhまで) : -132.86 円 ^{※1} 燃料費等調整単価(15kWh超過分) : -8.84 円/kWh ^{※1} 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価 (最初の15kWhまで) : 59.70 円 ^{※2} 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価 (15kWh超過分) : 3.98 円/kWh ^{※2}
基本料金または最低料金	(最低料金) 759 円 ^{※3} ÷ 1.1 = 690 円 ^{※4}
電力量料金	・ <15kWhをこえ120kWhまで> : $32.75 \text{ 円/kWh} \times (120 - 15\text{kWh}) = 3,438 \text{ 円}$ ^{※3} $3,438 \text{ 円} \div 1.1 = \underline{3,126 \text{ 円}}$ ^{※4} ・ <120kWhをこえ300kWhまで> : $39.43 \text{ 円/kWh} \times (300 - 120\text{kWh}) = 7,097 \text{ 円}$ ^{※3} $7,097 \text{ 円} \div 1.1 = \underline{6,452 \text{ 円}}$ ^{※4} ・ <300kWh超過分> : $41.55 \text{ 円/kWh} \times (320 - 300\text{kWh}) = 831 \text{ 円}$ ^{※3} $831 \text{ 円} \div 1.1 = \underline{756 \text{ 円}}$ ^{※4} ・ 電力量料金合計 : 10,334 円
燃料費等調整額	・ <15kWhまで> : -132 円 ^{※3} ÷ 1.1 = $\underline{-120 \text{ 円}}$ ^{※4} ・ <15kWh超過分> : $-8.84 \text{ 円/kWh} \times (320 - 15\text{kWh}) = -2,696 \text{ 円}$ ^{※3} $-2,696 \text{ 円} \div 1.1 = \underline{-2,451 \text{ 円}}$ ^{※4} ・ 燃料費等調整額合計 : -2,571 円
再生可能エネルギー発電促進賦課金	・ <15kWhまで> : 59 円 ^{※3} ÷ 1.1 = $\underline{54 \text{ 円}}$ ^{※4} ・ <15kWh超過分> : $3.98 \text{ 円/kWh} \times (320 - 15\text{kWh}) = 1,213 \text{ 円}$ ^{※3} $1,213 \text{ 円} \div 1.1 = \underline{1,103 \text{ 円}}$ ^{※4} ・ 再生可能エネルギー発電促進賦課金合計 : 1,157 円
消費税相当額	$(690 \text{ 円} + 10,334 \text{ 円} - 2,571 \text{ 円} + 1,157 \text{ 円}) \times 0.1 = \mathbf{961 \text{ 円}}$ ^{※3}
ご請求金額	10,571 円

※1 2025年6月時点の条件で算定したものといたします。

※2 2025年5月時点の条件で算定したものといたします。

※3 小数点切り下げ。

※4 小数点切り上げ。

本書面の内容は2025年11月1日時点のものです。
 ただし料金については2025年12月の料金に係る検針期間からとなります。